ための府民運動をより効率的かつ強力に推進するため、平成 17 年度の中間評価で示された後期 5 年間の取組方針に従って、取組目標の重点化を図るとともに、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善のための目標項目を新たに加えるなど、生活習慣病対策をさらに強化する観点から策定するものです。

1.2　計画の構成と主な内容

本計画は、平成 17 年度の中間評価で示された前計画における後期 5 年間の取組方針を基にしていることから、まずは次章で「中間評価の概要」について報告します。次に第 3 章で計画の柱の一つである目標値について説明します。

そして第 4 章で計画のもう一つの柱である、設定した目標値を達成するために重点的に取組むべき課題とそれに対する行動方針を整理し、第 5 章では、健康づくりを進めている多くの関係団体等の連携を図る上で重要な、総合調整を行う府等の役割について紹介します。第 6 章では本計画の進行管理と実績の評価について記載します。

1.3　計画期間

前計画は国の「健康日本21」と合わせる形で平成22年度を終期としています。しかし、国は「健康日本 21」の取組と全国医療費適正化計画など関連する他の計画との整合性を図るため、運動期間（終期）を平成 24 年度まで延長し、都道府県健康増進計画の計画期間（終期）についても同様の対応を求めています。

そのため、本計画の期間は、次の図のとおり平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とし、同時期に策定する大阪府医療費適正化計画など他計画との整合性を図ることとしています。

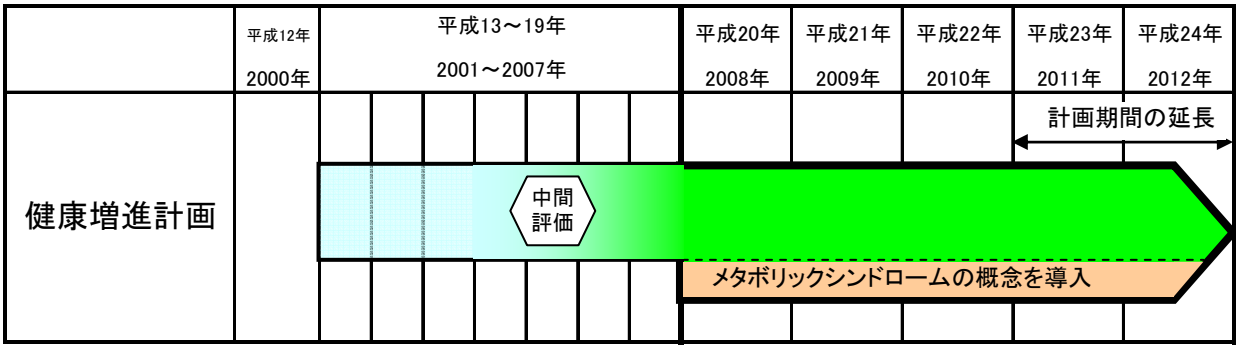

図 1－1